

「令和4年版 申告書作成上の留意点」正誤表

該当箇所	正	誤
33 頁	<p>「完全子法人株式等」の各欄 完全子法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等をする他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係がある場合(その内国法人がその計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があるときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等(その受ける配当等の額が法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その金額に係る効力が生ずる日の前日においてその内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の内国法人の株式等)をいいます。 また、「計算期間」とは、その受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に他の内国法人によりされた配当等の基準日等(令第22条第2項第2号(関連法人株式等の範囲)に規定する基準日等をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)の翌日(令第22条の2第2項各号(完全子法人株式等の範囲)に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいいます。</p>	<p>「完全子法人株式等」の各欄 完全子法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の、完全子法人株式等とは、その配当等の額の計算期間の初日からその計算期間の末日まで継続して内国法人とその配当等をする他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)との間に完全支配関係がある場合(その内国法人がその計算期間の中途において当該他の内国法人との間に完全支配関係を有することとなった場合において、その計算期間の初日からその完全支配関係を有することとなった日まで継続して当該他の内国法人と他の者との間に当該他の者による完全支配関係があり、かつ、同日からその計算期間の末日まで継続してその内国法人と当該他の者との間及び当該他の内国法人と当該他の者との間に当該他の者による完全支配関係があるときを含みます。)の当該他の内国法人の株式等(その受ける配当等の額が法第24条第1項(配当等の額とみなす金額)の規定により配当等の額とみなされる金額であるときは、その金額に係る効力が生ずる日の前日においてその内国法人と当該他の内国法人との間に完全支配関係がある場合の当該他の内国法人の株式等)をいいます。 また、「計算期間」とは、その受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に他の内国法人によりされた配当等の基準日等(令第22条第2項第2号(関連法人株式等の範囲)に規定する基準日等をいいます。以下この別表の留意点において同じです。)の翌日(令第22条の2第2項各号(完全子法人株式等の範囲)に掲げる場合には、当該各号に定める日)からその受ける配当等の額に係る基準日等までの期間をいいます。</p>
34 頁	<p>「関連法人株式等」の各欄 関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の基準日等の翌日(令第22条第1項各号</p>	<p>「関連法人株式等」の各欄 関連法人株式等に係る配当等について記載します。 この場合の関連法人株式等とは、内国法人が他の内国法人(公益法人等及び人格のない社団等を除きます。)の発行済株式又は出資(当該他の内国法人が有する自己の株式等を除きます。)の総数又は総額の3分の1を超える数又は金額の株式等を、その内国法人が当該他の内国法人から受ける配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の額に係る配当等の前に最後に当該他の内国法人によりされた配当等の額に係る基準日等(その配当等の額が法</p>

	<p>《<u>関連法人株式等の範囲</u>》に掲げる場合には、当該各号に定める日からその受ける配当等の額に係る基準日等(その配当等の額が法第24条第1項《配当等の額とみなす金額》(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、当該配当等の額に係る配当等が生ずる日(その効力を生ずる日の定めがない場合には、その配当等がされる日)の前日)まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p> <p>令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)にあっては、「支払利子等の額の明細」の各欄及び「17」から「20」までの各欄は、記載を要しません。</p>	<p>第24条第1項《配当等の額とみなす金額》(同項第2号に掲げる分割型分割、同項第3号に掲げる株式分配又は同項第4号に規定する資本の払戻しに係る部分を除きます。)の規定により配当等の額とみなされる金額である場合には、当該配当等の額に係る配当等が生ずる日(その効力を生ずる日の定めがない場合には、その配当等がされる日)の前日)まで引き続き有している場合における当該他の内国法人の株式等(完全子法人株式等を除きます。)をいいます。</p> <p>令和4年4月1日前に開始した事業年度(旧事業年度を含みます。)にあっては、「支払利子等の額の明細」の各欄及び「17」から「20」までの各欄は、記載を要しません。</p>
--	--	--